

九州大学法務統括室規程

平成 22 年度九大規程第 131 号
制 定：平成 23 年 3 月 24 日
最終改正：令和 5 年 3 月 28 日
(令和 4 年度九大規程第 64 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、法務統括室（以下「統括室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 統括室は、本学の適正な法務を支援・推進し、法務機能の強化に係る企画・立案等を行う。

(組織)

第 3 条 統括室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第 4 条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、統括室の業務を掌理する。

(副室長)

第 5 条 副室長は、総務部長をもって充てる。

2 副室長は、室長の職務を代理し、統括室の業務に関する重要事項を統括整理する。

(室員)

第 6 条 室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、統括室の業務及び事務を処理する。

(協力教員)

第 7 条 統括室に、必要に応じて、協力教員を置くことができる。

2 協力教員は、本学の専任の教員で、第 2 条に規定する業務に関し専門的知識を有するもののうちから所属部局長の推薦に基づき、室長が指名する。

3 協力教員は、室長の命を受け、統括室の業務の処理を助ける。

(事務)

第 8 条 統括室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、統括室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年度九大規程第 62 号）

この規程は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大規程第 27 号）

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度九大規程第 103 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度九大規程第 111 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度九大規程第 130 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年度九大規程第 64 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。